

介護	介護	介護技能実習評価試験	一般社団法人シルバーサー ビス振興会
リネンサプライ	リネンサプライ仕 上げ	リネンサプライ技 能実習評価試験	日本リネンサプライ協会

七 (略)

別表第二

一〇六 (略)

七 その他(十四職種二十六作業)

職 種	作 業
(略)	
介護	介護
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ

八 (略)

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

告

示

○総務省告示第三百七十八号

事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第二百二十八号(事業用電気通信設備規則の細目を定める件)の一部を次のように改正する。
平成三十年十一月十三日 総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

(事業用電気通信設備の適用除外)
第一条 事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号。以下「規則」という。)第十六
条第三項の規定により規則第四条及び第十條第二項の規定を適用しない小規模な事業用電気通
信設備は、端末回線を専ら集線するための事業用電気通信設備(電気通信回線設備に限る。)と
する。

[2・3 略]

(警察機関等の端末設備に送信する情報)

第四条 規則第三十五條の二の四第二号(第四十五條第二項及び第五十二條第二項において準用
する場合を含む。)の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次のとおりとする。

[一〇三 略]

介護	介護	介護技能実習評価試験	一般社団法人シルバーサー ビス振興会
(新設)			

七 (略)

別表第二

一〇六 (略)

七 その他(十三職種二十五作業)

職 種	作 業
(略)	
介護	介護
(新設)	

八 (略)

(事業用電気通信回線設備の適用除外)
第一条 事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号。以下「規則」という。)第十六
条第三項の規定により規則第四条及び第十條第二項の規定を適用しない小規模な事業用電気通
信回線設備は、端末回線を専ら集線するための事業用電気通信回線設備とする。

[2・3 同上]

(警察機関等の端末設備に送信する情報)

第四条 規則第三十五條の二第二号(第四十五條第二項において準用する場合を含む。)の規定に
よる緊急通報の発信に係る情報は、次のとおりとする。

[一〇三 同上]